

## 課外活動費補助金事務取扱要領

交付要綱に定めない事項について、次の要領により取扱うものとする。

### 1. 補助金対象経費の範囲について

生徒会(部活動を含む)等の課外活動に係る次の経費とする。

消耗品、備品、対外試合・大会等の旅費、被服費、会場使用料、車借上料、謝礼金、記念品、参考図書類、参加負担金、印刷費、会議費、修繕費等。

ただし、個人の占有となる物品(ユニホーム、くつ、練習着等)に係る経費は除く。

### 2. 補助金の内示等について

教育委員会は毎年3月中に翌年度の補助金の内示額を学校に通知し、これにより学校は予算案を作成する。交付申請の時期は4月1日とする。

### 3. 補助金交付申請者について

各中学校ごとに課外活動運営委員会を置き、この会の代表者は校長とし申請者とする。

### 4. 補助金交付時期について

補助金の交付は年2回に分けて交付するものとし、1回目は決定額の3分の2を4月末に、2回目は3分の1を9月末に交付する。

### 5. 生徒数について

配分の基準となる生徒数については、前年度の3月当初の学務保健課見込みによる生徒数とする。

### 6. 新設校については初年度のみ、予算の範囲内で初年度調弁費を加算して交付する。

### 7. その他疑義のあるときは担当課と協議し執行するものとする。